

**受託契約準則（株式会社堂島取引所） 新旧対照表（2024年11月5日）**

（下線部分変更箇所）

新	旧
<p>受託契約準則</p> <p>（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委託者は、付替元受託取引参加者との間で前項に規定する指示に係る時限について同意がある場合には、売買約定が成立した日の当該時限（ただし午後4時15分までとする。）までに、前項各号に掲げる事項を当該付替元受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>附則（令和6年10月22日）</u></p> <p><u>1 この受託契約準則の変更は、令和6年11月5日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づく認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この受託契約準則の変更は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>受託契約準則</p> <p>（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委託者は、付替元受託取引参加者との間で前項に規定する指示に係る時限について同意がある場合には、売買約定が成立した日の当該時限（ただし午後4時までとする。）までに、前項各号に掲げる事項を当該付替元受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p align="right">（追加）</p>

以上